

# 自動車損害賠償責任保険基準料率

平成17年5月17日届出

損害保険料率算出機構

## 自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

### 1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

## 2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔12か月～7か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		15,800	14,900	13,990	13,090	12,180	11,280
	(ロ) 小型二輪自動車		8,990	8,660	8,320	7,980	7,650	7,310
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	8,990	8,660	8,320	7,980	7,650	7,310
		検査対象外車	8,990	8,660	8,320	7,990	7,650	7,320

(注) 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔12か月～7か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,290	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150
	(ロ) 小型二輪自動車		5,290	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,290	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150
		検査対象外車	5,280	5,260	5,230	5,210	5,180	5,160

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔12か月～7か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,540	7,330	7,110	6,900	6,680	6,460
	(ロ) 小型二輪自動車		5,360	5,320	5,290	5,260	5,220	5,190
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,360	5,320	5,290	5,260	5,220	5,190
		検査対象外車	5,350	5,320	5,290	5,260	5,230	5,200

(注) 1. 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔12か月～7か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,290	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150
	(ロ) 小型二輪自動車		5,220	5,200	5,180	5,160	5,130	5,110
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,220	5,200	5,180	5,160	5,130	5,110
		検査対象外車	5,220	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により  
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。計算により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(注) 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等  
充当交付金が交付された契約である場合、「純保険料率」とあ  
るのは「純保険料率から保険料等充当交付金を控除した金額」  
とする。

(1) 保険期間開始後における解約（保険期間13か月までの契約）

返還保険料 = (12か月契約の純保険料率 + 12か月契約の社費  
中損害調査費相当部分) ×  $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

(注1) 未経過月数は、保険期間月数 - 既経過月数とする。既経過月数に端数を生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

(注2) 平成17年1月21日届出の自動車損害賠償責任保険基準料率のうち、保険期間6か月以下の商品自動車に係る返還保険料についても上記計算式により算出する。

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。